

ビューETC カード特約

第1条（目的）

- 1 本特約は、ビューカード会員規約（以下「会員規約」といいます。）に付帯する特約であって、ETC 会員が ETC システムを利用することにより発生する通行料金を、カード利用代金と合わせて決済するための特約を定めることを目的とします。
- 2 ETC 会員は、本特約を承認し、別途、道路事業者が定める ETC システム利用規程を合わせて遵守して ETC システムを利用するものとします。

第2条（用語の定義）

本特約における次の用語は、以下の通り定義するものとし、その他特段の定義を置いていない用語については、文脈上明らかに異なるものと判断される場合を除き、会員規約に定める定義に従うものとします。

- 1 「ETC 本人会員」とは、当社所定の会員規約に定める本人会員のうち、本特約および道路事業者が別途定める ETC システム利用規程を承認のうえ、本規程に定める ETC カード（第3項に定めるものをいいます。）の利用を当社所定の方法により申込み、当社がこれを認めた方をいい、本特約第3条第2項に基づいて ETC カードの貸与を受けた家族会員と ETC 本人会員を個別に又は総称して「ETC 会員」といいます。
- 2 「ETC システム」とは、ETC 会員が、ETC カード及び車載器、並びに道路事業者の路側システムを利用して、道路事業者所定の料金所を止まることなく通過し、通行料金をクレジットカード等により決済するシステムをいいます。
- 3 「ETC カード」とは、車載器を起動させ、道路事業者が運営する ETC システムの利用者を識別するための媒体をいいます。
- 4 「車載器」とは、ETC カードを利用するために車輻に設置され、路側システムとの間で料金決済に必要な情報の通信を行うための機器をいいます。
- 5 「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所の ETC 車線に設置され、車載器と無線により通行記録の作成等に必要な情報を授受する装置をいいます。
- 6 「道路事業者」とは、平成11年建設省令第38号に規定される道路管理者のうち当社と提携したクレジットカード会社がクレジットカード決済契約を締結した道路管理者をいいます。
- 7 「通行料金」とは、道路整備特別措置法第2条第5項に規定される料金の中で通行に係る料金をいいます。
- 8 「通行記録」とは、ETC カード利用時に ETC システムに登録される利用履歴、当該有料道路の通行に係わる料金の額、その他通行に関する記録をいいます。

第3条（ETC カードの発行と管理）

- 1 当社は、当社所定の会員規約に定める会員が、本特約および道路事業者が別途定める ETC システム利用規程を承認のうえ ETC カードの利用を当社所定の方法により申込み、

当社が承認した場合には、本人会員が指定し、当社が認めたクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）に追加して、ETC カードを発行し、これを本人会員に貸与します。

- 2 家族会員は、本人会員の同意の下、本特約および道路事業者が別途定める ETC システム利用規程を承認のうえ、本人会員に代わって、当該家族会員において利用することが可能な ETC カードの利用を当社所定の方法により申込むものとし、当社が承認した場合には、当社は、家族カードに準じて、当該 ETC カードを発行し、貸与するものとします。
- 3 ETC カードの所有権は当社に属し、ETC 会員には善良なる管理者の注意をもって使用保管していただきます。
- 4 ETC 会員は、ETC カードを他人に貸与し、譲渡し、又は担保に提供することその他 ETC カードの占有を第三者に移転することは一切できません。
- 5 前第 3 項、第 4 項に違反して、ETC カードが第三者に利用された場合、ETC システムの利用により発生する通行料金の支払いは ETC 本人会員の責任とします。
- 6 ETC カードの有効期限は、当社が指定するものとし、ETC カードの表面に印字します。
- 7 ETC カードの有効期限が到来するにあたって、当社が引き続き ETC 会員として適当と認めた場合には、当社は、当該 ETC カードの利用者が利用することのできる新しい ETC カードを ETC 本人会員宛に送付します。なお、有効期限内の ETC システムの利用により発生した通行料金のお支払いについては、有効期限経過後といえども本特約の効力が維持されるものとします。

第 4 条（ETC システムの利用方法）

- 1 ETC 会員は、道路事業者所定の料金所において、ETC カードを挿入した車載器を介し無線により路側システムと必要情報を授受することにより、ETC システムに通行記録を記録します。
- 2 無線による路側システムとの必要情報の授受が適正に終了しない場合、路側システムが設置されていない料金所の場合、利用証明書の発行を希望する場合、又は障害者割引措置等を受ける場合など、特別な利用については道路事業者所定の方法によるものとします。

第 5 条（ETC システムの利用により発生した通行料金の支払い）

- 1 当社は、ETC 会員が ETC システムを利用することにより発生した通行料金を、当社と提携したクレジットカード会社が道路事業者と締結した契約に基づき、道路事業者より受領した通行記録を基に、指定カードのご利用代金と合算して請求し、ETC 本人会員はこれを支払うものとします。
- 2 ETC システムの利用により発生した通行料金の支払区分は、会員規約の支払区分条項に定めるショッピング 1 回払いを指定したものとして取り扱います。ただし、指定カードの支払区分に別途規約の定めがある場合は、当該規約の支払区分によるものとします。

- 3 第1項に基づく ETC システムの利用により発生した通行料金の支払いに際して請求された内容に疑義がある場合には、ETC 会員と道路事業者との間で解決するものとし、ETC 本人会員は当社への支払義務を免れないものとします。

第6条 (ETC カードの解約及び利用停止と返却)

- 1 ETC 会員は、当社あて所定の届出書類を提出することにより、いつでも本特約を解約することができます。この場合 ETC 本人会員は、当社に対して、解約日までに発生した ETC システム利用による通行料金の全額をお支払いいただくこともあります。
- 2 指定カードを退会する場合、本特約も同時に解約となり、ETC 会員の地位を喪失するものとします。
- 3 ETC 会員が本特約及び指定カードの会員規約に違反した場合、その他当社が ETC 会員として不適当と認めた場合、当社は何ら通知、催告を要せずして、ETC カードの使用停止又は本特約に基づく ETC 会員としての地位を取り消すことができ、これらの措置とともに道路事業者に出張 ETC カードの無効を通知することがあります。この場合において、本項の措置及び ETC カードの無効の通知により ETC 会員に損害が生じた場合であっても、当社は免責されます。

第7条 (ETC カードの紛失・盗難、毀損・変形の場合の届出義務及び再発行)

- 1 ETC 会員は、ETC カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合、又は ETC カードが毀損もしくは変形した場合は、直ちに当社に届け出るものとします。
- 2 前項のほか、ETC カードの紛失又は盗難等については、会員規約における「カードの紛失・盗難等」の規定が準用されます。ただし、ETC カードを車内に放置していた場合、紛失・盗難等について重大な過失があったものとみなします。
- 3 ETC カードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行います。その場合、当社所定の手数料を申し受けます。

第8条 (ETC カードの年会費)

- 1 ETC 本人会員は、当社に対し、指定カード所定の年会費とは別に、ETC カード所定の年会費（家族会員の有無・人数によって異なり、消費税を含みます。）を支払うものとします。なお、ETC カードの年会費は当社指定の期日に合わせてお支払いいただくものとします。
- 2 支払方法は、ETC カード利用代金と同様とします。
- 3 すでにお支払い済みの ETC カードの年会費は、理由のいかんを問わず返却いたしません。

第9条 (免責事項)

当社は、ETC システム及び車載器に関する一切の紛議の解決、及び損害賠償の責任を負わないものとします。なお、ETC システムの利用により発生した通行料金の決済に関する事項については、第5条第3項の定めによるものとします。

第10条 (個人情報の取り扱い)

ETC 会員は、ETC カード発行の申込み時に登録した個人情報並びに ETC システムの利用による通行記録に基づき道路事業者が作成し、当社に送付する請求データを、当社が必要な範囲で利用することを了承します。

第 11 条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。